

介護保険 福祉用具購入申請の方法 R7.2月版

426-8722
藤枝市岡出山1-11-1
藤枝市役所 介護福祉課
TEL054-643-3144 (直通)

まずは、ケアマネジャー、地域包括支援センター(安心すこやかセンター)に相談してください。

購入する前に事前相談をしてください。

利用者にとって最適な福祉用具を購入する必要があります。
専門家であるケアマネジャーと相談することが大切です。
利用者の身体状況、日常生活の状況等を確認して購入する用具を決めましょう。

指定を受けている事業者から福祉用具を購入します。

指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりませんのでご注意ください。

～ 対象となる福祉用具の種類 ～

- ①腰掛便座
- ②入浴補助用具(入浴用椅子、浴槽用手すり等)
- ③簡易浴槽
- ④自動排泄処理装置の交換可能部品
- ⑤移動用リフトのつり具の部分
- ⑥排泄予測支援機器
- ⑦スロープ
- ⑧歩行器(歩行車を除く)
- ⑨歩行補助つえ(松葉づえを除く)

事業者登録(受領委任払制度を利用する場合)

販売事業者から市へ下記の書類を提出。

- ①介護保険住宅改修等受領委任払取扱事業者登録届出書
- ②介護保住宅改修等受領委任払制度に関わる取扱確約書

登録完了後、市から販売事業者へ登録通知書を送付します。

介護福祉課に支給申請をしてください。

購入後に申請書等の下記必要書類を市役所(西館1F)の介護福祉課窓口に提出します。

～ 必要書類 ～

- ①介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 **注意:償還払・受領委任払で様式が異なります。**
※給付費受取口座の名義人が申請者(被保険者)と異なる場合「委任状」の欄に記入が必要です((償還払の場合)。
- ②福祉用具の領収書(社印を押印・宛名が申請者(被保険者)であるもの)
※必ず原本をお持ちください。
- ③特定福祉用具販売計画の写し
- ④福祉用具のパフレット等の写し
- ⑤指定振り込み先の通帳のコピー(公金受取口座を利用する場合・受領委任払の場合は不要)
- ⑥窓口に提出する人が申請者以外の場合、代理申請の委任状又は介護保険被保険者証の写し
- ⑦医学的な所見の確認についての書面(排泄予測支援機器の購入の場合は必要)
- ⑧排泄予測支援機器確認調書(排泄予測支援機器の購入の場合は必要)

福祉用具購入費が支給されます。

申請時の指定口座に、完了届提出月の翌月末に振り込まれます。振込前に決定通知※が届きます。
振込口座を確認してください。

※償還払の場合、被保険者へ通知。受領委任払の場合被保険者・改修事業者へ通知。

申請の注意点

- ・福祉用具の支給限度額は、同一年度で10万円です。
- ・以前購入したものと同一種類の福祉用具を購入される場合は、市へ相談してください。
- ・支給申請書の合計購入金額の記入を誤った場合、訂正できません。